

# 福岡市保健福祉審議会 第2回高齢者保健福祉専門分科会議事次第

日 時 平成22年3月25日(木)15:00～  
場 所 福岡国際ホール 大ホールA

## I 開会

## II 報告事項

- 1 福岡市高齢者保健福祉計画の実施状況について
- 2 国・県の動向について

## III 閉会



福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会委員名簿

氏名	団体名等
青木 武	福岡市自治協議会等7区会長会
石田 重森	福岡大学名誉学長
井上 昭義	被保険者代表（公募）
岩城 和代	岩城法律事務所
内田 秀俊	認知症の人と家族の会福岡県支部
浦田 裕	西日本新聞社論説委員会
遠藤 文彦	福岡市社会福祉協議会
大木 麻美子	福岡市老人福祉施設協議会
小山 寿美子	福岡県社会福祉士会
川口 秀子	福岡県介護福祉士会
熊谷 敦子	福岡市議会議員
古賀 清恵	NPO笑顔
佐藤 芙美子	被保険者代表（公募）
柴口 里則	福岡県介護支援専門員協会
下郡 貴美恵	被保険者代表（公募）
白津 陽一	被保険者代表（公募）
竹之内 徳盛	福岡市老人クラブ連合会
田代 多恵子	福岡県看護協会
手塚 裕一	(社)福岡県高齢者能力活用センター
黨 實雄	福岡市民生委員児童委員協議会
中山 郁美	福岡市議会議員
長柄 均	福岡市医師会
鳩野 洋子	九州大学
廣津留 珙子	福岡市介護保険事業者協議会
水城 四郎	福岡市議会議員
安川 仁	(株)九電工

(敬称略・50音別)



# 福岡市保健福祉審議会

## 平成 21 年度第 2 回高齢者保健福祉専門分科会資料

### 資料 1 福岡市高齢者保健福祉計画の実施状況

1	介護保険事業の実施状況	1
2	今年度・来年度の主な取り組み等	5
	(1) 健康でいきいきとしたシニアライフの実現	
	① 気軽にボランティアモデル事業について	6
	② 「高齢者の日常生活に関する調査」の実施について	7
	(2) 要援護高齢者の総合支援の充実	
	① 「介護保険 夜間対応型訪問介護」・「福岡市安心確保のための生活支援事業（モデル事業）」の実施について	8
	② 介護基盤整備にかかる本市の取り組みについて	10
	③ 福岡市介護人材養成・就労促進事業について （「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム）	11
	④ 福岡市認知症疾患医療センター事業について	12
	⑤ 養護者による高齢者虐待の対応状況等について	13
	⑥ 成年後見制度利用支援について	14
	⑦ 福岡市介護サービス評価事業について	16
	(3) 地域生活支援体制の充実	
	① 高齢者・ご近所見守りの輪モデル事業について	17
	(4) その他	
	① 「福岡市高齢者実態調査」の実施について	18

### 資料 2 国・県の動向

1	平成 21 年度介護従事者処遇状況等調査結果について	20
2	介護職員処遇改善交付金のキャリアパス要件・定量的要件について	24

### 別冊資料

- ・福岡市高齢者保健福祉計画の実施状況について
  - (1) 高齢者保健福祉施策の実施状況
  - (2) 介護保険事業の実施状況
- ・福岡市高齢者の日常生活に関する調査（調査表）
- ・平成 19 年度福岡市高齢者実態調査報告書【概要版】



福岡市高齢者保健福祉計画の実施状況



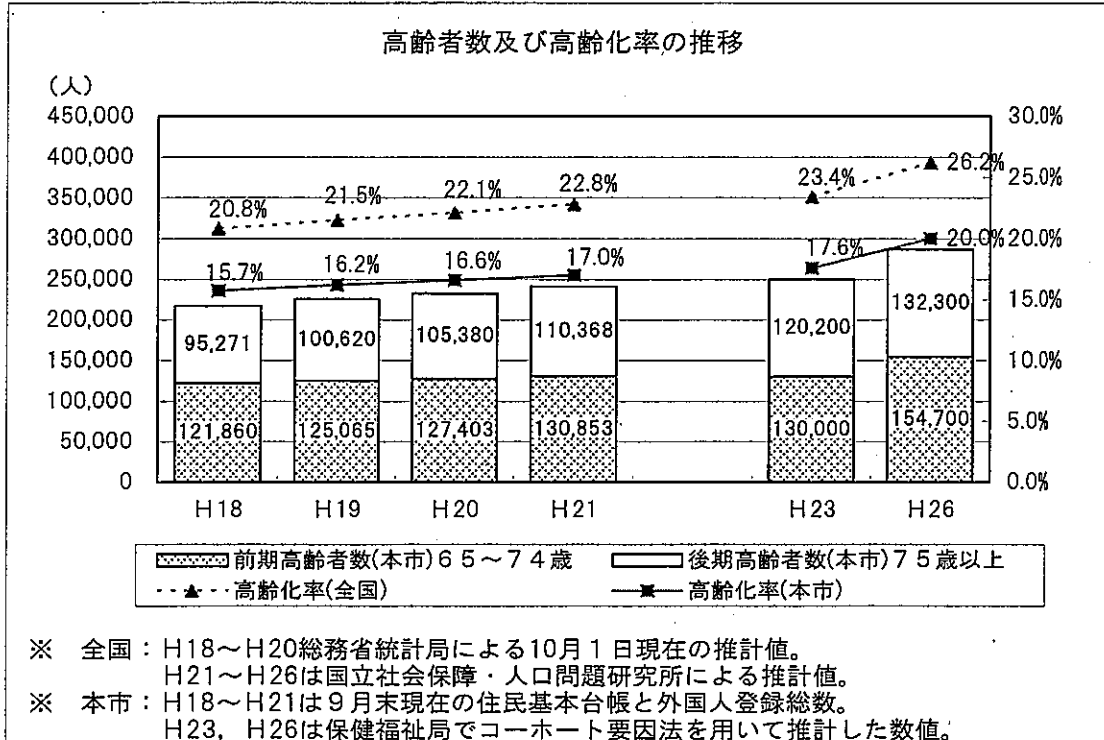


# 1 介護保険事業の実施状況

## (1) 高齢者人口の推移

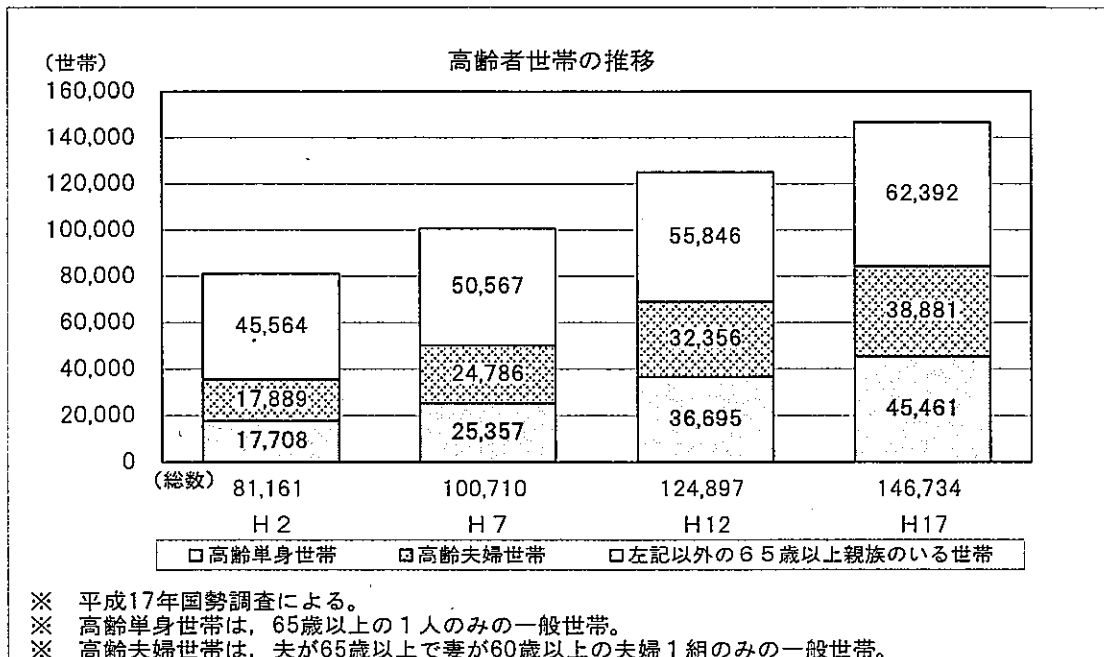
本市における65歳以上の高齢者人口は、平成21年9月末現在241,221人で高齢化率は17.0%となっている。

本市の高齢化率は全国平均に比べると低いものの、平成26年には5人に1人(20.0%)が65歳以上の高齢者となり、高齢化が一層進展するものと見込まれている。



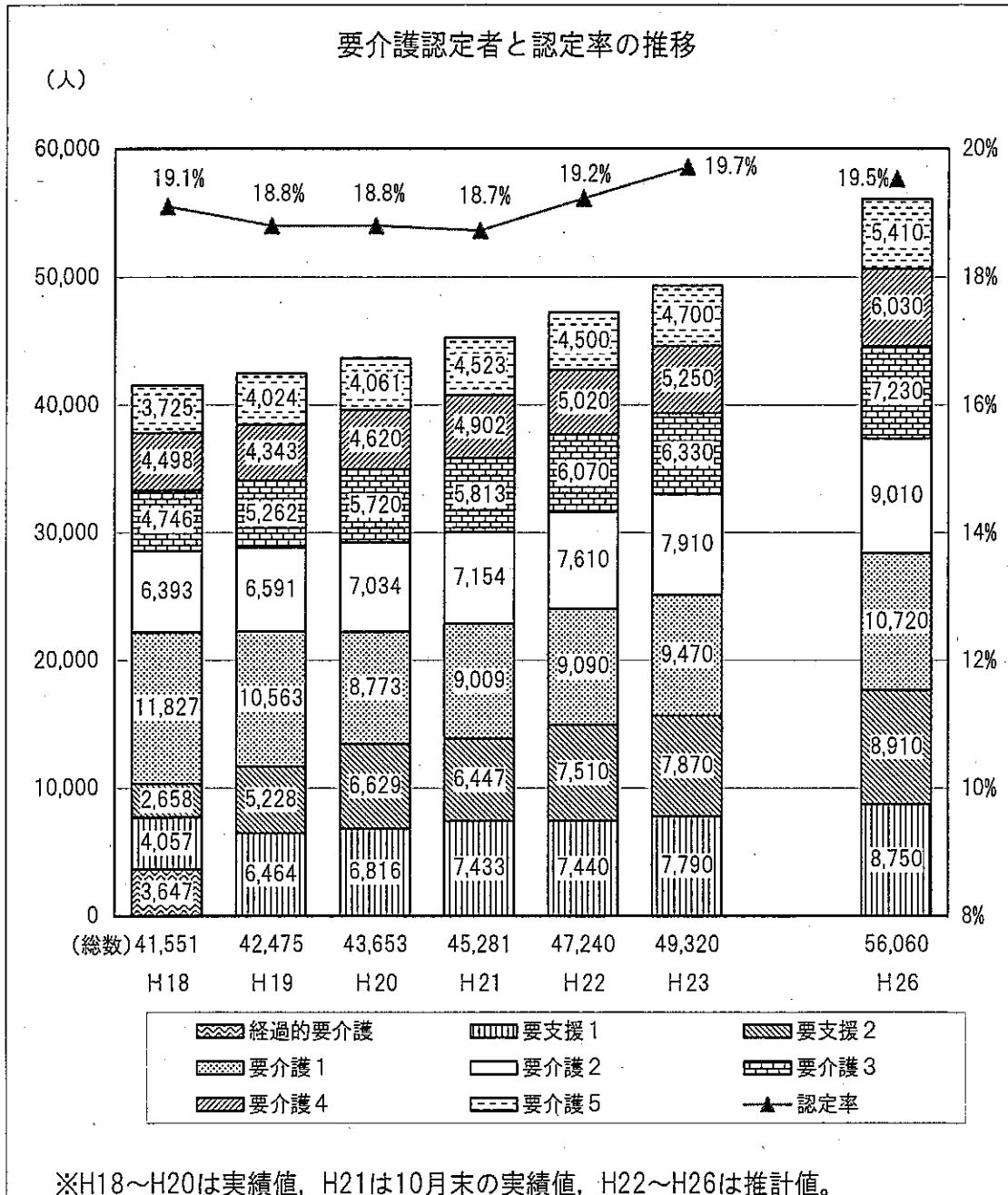
## (2) 高齢者世帯の推移

平成17年国勢調査によると、本市の65歳以上の親族がいる世帯は146,734世帯(一般世帯全体に占める構成比23.2%)、高齢者単身世帯は45,461世帯(同7.2%)、高齢夫婦のみの世帯は38,881世帯(同6.1%)となっており、いずれも年々増加傾向にある。



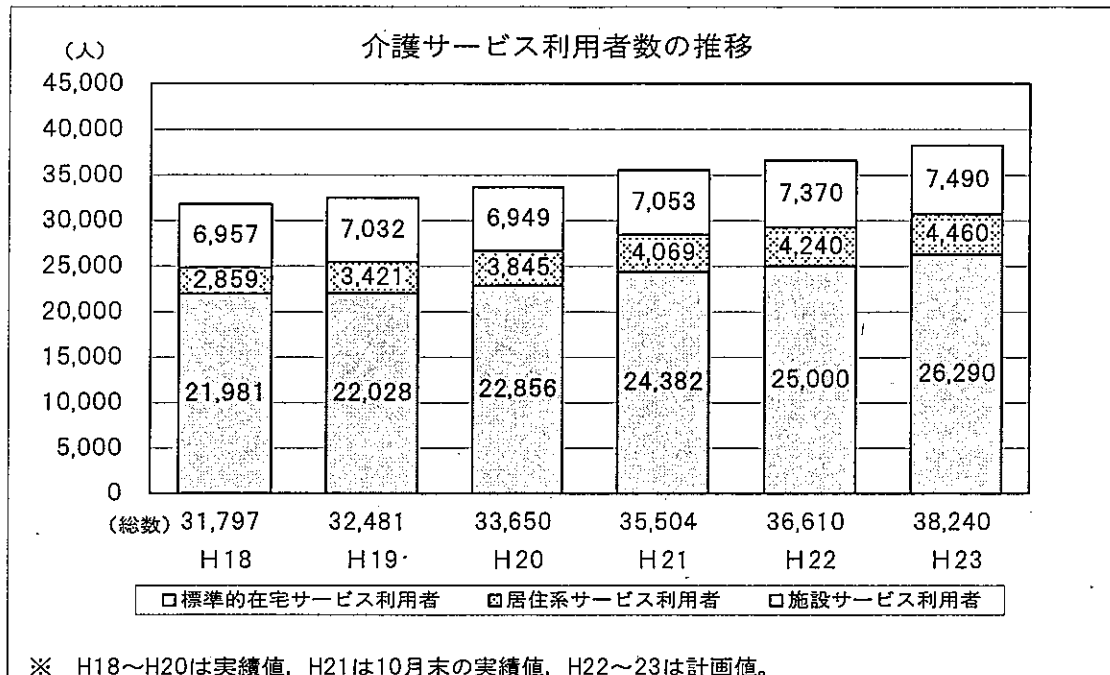
### (3) 要介護認定者数の推移

要介護認定者及び認定率（65歳以上の高齢者に占める要介護認定者の割合）は、近年落ち着きを見せているが、高齢者人口の増加に伴い要介護認定者は増加を続け、第4期介護保険事業計画期間の最終年度である平成23年度の要介護認定者は49,320人に、また、平成26年度には56,060人になると見込んでいる。



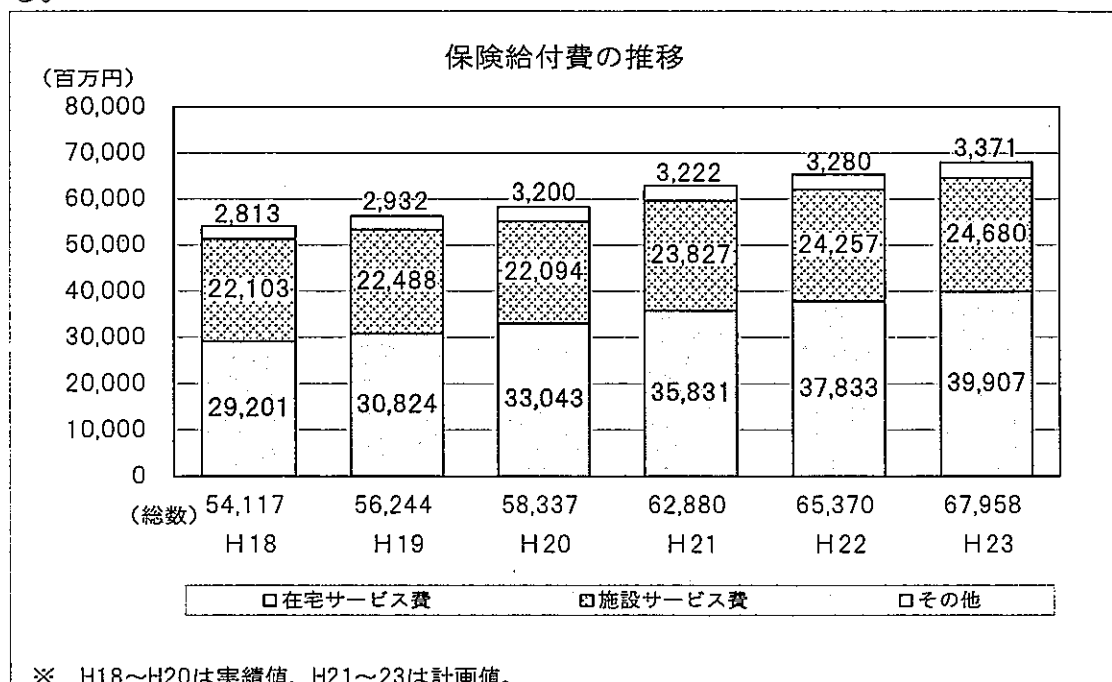
#### (4) 介護サービス利用者数の推移

介護保険サービス利用者数は、要介護認定者数の増加に伴い増加を続け、第4期介護保険事業計画の最終年度である、平成23年度には38,240人（標準的在宅サービス利用者26,290人、居住系サービス利用者4,460人、施設サービス利用者7,490人）になると見込んでいる。



#### (5) 保険給付費の推移

保険給付費は、介護サービス利用者数の増加に伴い増加を続け、第4期介護保険事業計画の最終年度である、平成23年度には67,958百万円（在宅サービス費39,907百万円、施設サービス費24,680百万円、その他3,371百万円）になると見込んでいる。

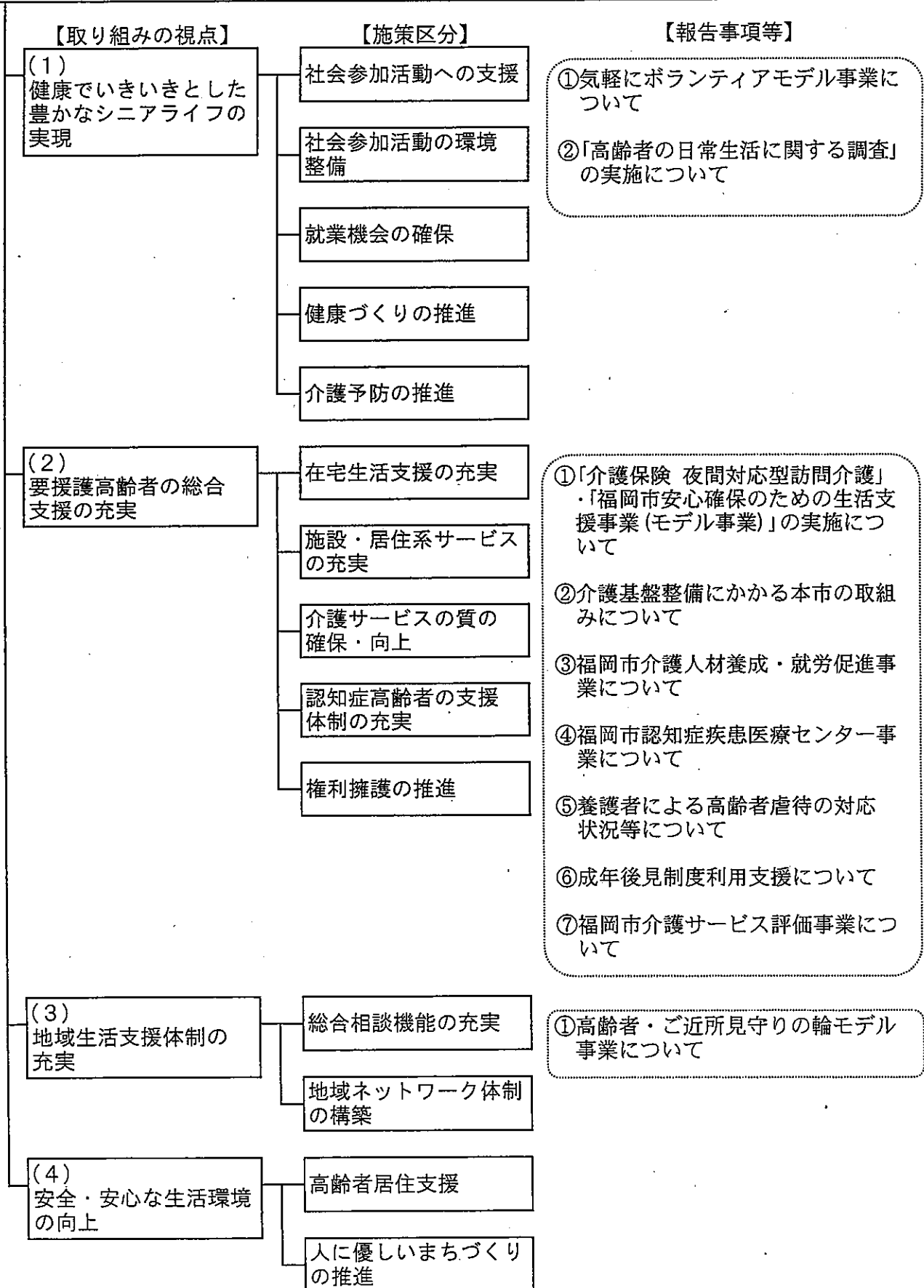




## 2 今年度・来年度の主な取り組み等

### 【基本理念】

高齢者一人ひとりが、生きがいを持ち尊厳を保ちながら住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けることができる地域社会の形成



# (1) 健康でいきいきとした豊かなシニアライフの実現

## ①気軽にボランティアモデル事業について

### 1 事業内容

地域社会での関わりが希薄化する中、お互いさまの意識を育て、助け合いのまちづくりを進めることが求められている。その具体化の一つとして、高齢者が行った人のためになる活動をポイント化し、それを金額に換算したのち、同額を本人が指定する市の基金等に寄附する仕組みを設け、気軽に人の為になる活動を実施できるようなしかけとなる事業を試行する。

本市においてこのような趣旨の事業を行うことが可能であるかを探るため、モデル事業を実施し、利用者アンケート、先進地のヒアリング等の調査を通じ、福岡での実現可能性を調べる。

### 2 目的

- ① 社会の担い手として、元気な高齢者に社会貢献への積極的な参加を促す。
- ② 元気な高齢者の元気を維持する。

### 3 モデル事業の概要

- ① 人の為になるちょっとした活動に対してポイントを付与する。
- ② ポイントを換算した金額（最大ひとり 5,000 円）については、本人が指定する市民公益活動団体や基金などに寄附する。
- ③ 寄附を受けた団体や基金から、当該高齢者に対して感謝のメッセージカードを送付する。

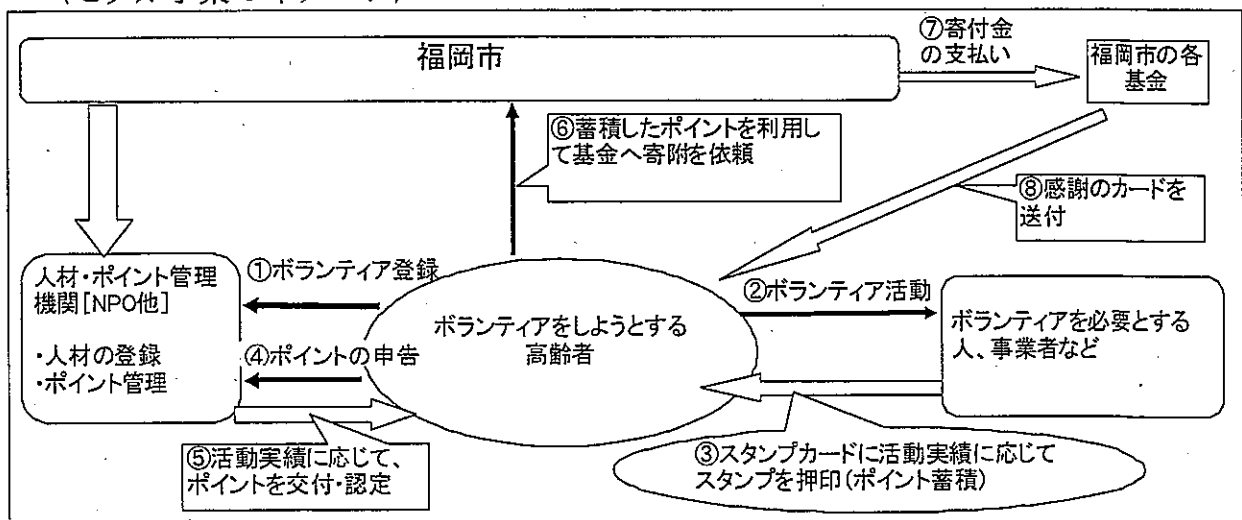
### 4 対象者

65歳以上の高齢者（サンプル数200人）

### 5 対象ボランティア

施設介護ボランティア（イベント手伝い、話し相手、見守り、施設案内、など）、在宅介護ボランティア（電球の取り替え、買い物、話し相手、ゴミ出し、など）、地域主催の公益活動（イベント手伝い、片付け、子どもの見守り、など）、ボランティア団体の手伝いなど、人の為になるちょっとした活動。

〈モデル事業のイメージ〉



## ②「高齢者の日常生活に関する調査」の実施について

### 1. 調査の目的

福岡市における要介護状態の予防に向けた活動展開のあり方を探る一環として、要介護状態のリスクのひとつと言われる「閉じこもり」に焦点を当て、閉じこもり高齢者の実態や、地域づくりに対する意識を把握することを目的とした。

### 2. 調査方法

#### 1) 一次調査

対象 南区1校区および城南区1校区の65歳以上の全住民  
(平成21年7月末現在の住民基本台帳による)

方法 郵送法による質問紙調査

期間 平成21年8月12日～8月31日

- 調査内容
- ①回答者の属性：年齢、性別、世帯構成、
  - ②閉じこもりの状況：外出頻度
  - ③身体状況：主観的健康観、治療中の病気、既往歴、障がいの有無、運動機能、口腔機能
  - ④精神状況：軽度のうつ、認知機能、趣味
  - ⑤社会的状況：親族との交流、近所との交流、社会参加
  - ⑥閉じこもりに関わる本人の意識：健康づくりの実施状況、閉じこもりに対する知識
  - ⑦困った時、緊急時への準備：困った時の相談相手、日常活動に手助けが欲しい場合の意向、緊急事態時の援助者
  - ⑧地域づくりへの意識：閉じこもりの人への支援の意向、ボランティアの意向

#### 2) 二次調査

対象 一次調査対象者のうち、8月31日までに調査票の返送が行われなかった住民

方法 地区担当保健師による訪問調査（質問紙調査及び保健師による観察）

期間 平成21年9月28日～12月10日

調査内容 一次調査の項目に加えて、下記の内容の聞き取り及び観察

- ①一次調査未回答の理由
- ②居住環境 家庭周辺の状況
- ③本人の状況：身体状況、言動、服装・整容、室内の状況

### 3. 質問紙回収状況

*1) 配布数	一次調査での 質問紙回収数・回収率	二次調査での 質問紙回収数・回収率	全回収数 (質問紙回収率)
4,968人	4,113人 82.8%	528人 10.6%	4,641人 93.4%

\*1) 配布数：対象校区65歳以上の全住民に配布

## (2) 要援護高齢者の総合支援の充実

### ①「介護保険 夜間対応型訪問介護」・「福岡市安心確保のための生活支援事業(モデル事業)」の実施について

#### 1 内容

高齢者保健福祉計画に基づき、平成22年2月から、夜間に定期巡回又は随時に訪問介護を行う「夜間対応型訪問介護」が、新たに、福岡市全域を対象に開始された。

これに併せて、福岡市独自事業であるひとり暮らし高齢者等の緊急時の対応等を行う「緊急通報システム」と、ほぼ毎日電話をかけ安否確認等を行う「電話相談サービス」を統合し、24時間1箇所(オペレーションセンター)で通報に対応できる、「安心確保のための生活支援事業」を、モデル的に中央区において実施している。

高齢者の状況をよく把握している事業者が、24時間、親密できめ細かな支援を行う体制を整備し、高齢者の不安を解消し、安心して生活できる環境整備を進める。

#### 2 事業概要

##### (1) 夜間対応型訪問介護(介護保険 地域密着型サービス：福岡市全域対象)

要介護1～5の方に対して、夜間(22～8時)に、定期的な巡回又は常駐オペレーターへの通報を受け、利用者宅を訪問し、入浴、排泄などの介護や日常生活上の緊急時の随時の対応などを行う。また、利用者の希望により別料金で昼間も対応する。

##### (2) 福岡市安心確保のための生活支援事業(モデル事業・本市独自事業：中央区対象)

「夜間対応型訪問介護」事業者が本市の既存の高齢者福祉サービスである「緊急通報システム」及び「電話相談サービス」と一体的なサービス提供を行う。利用対象者は、それぞれの状態に合わせて、必要なサービスを選び、組み合わせて利用することができる。

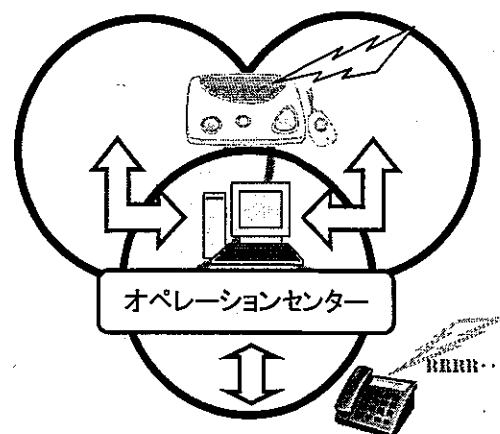
##### ア 緊急通報システム事業

常駐オペレーターへ発信できる装置を利用して、在宅のひとり暮らし高齢者等の緊急時に、協力員や消防局が24時間対応できるようにしている。また、各種相談にも応じている。

##### イ 電話相談サービス事業(声の訪問)

在宅のひとり暮らし高齢者等に対して、電話相談員が定期的な電話による安否確認を行うとともに、各種の相談及び助言を行っている。

#### 緊急通報システム 夜間対応型訪問介護



#### 電話相談サービス

3 実施事業者 福岡市中央区天神3丁目11-1

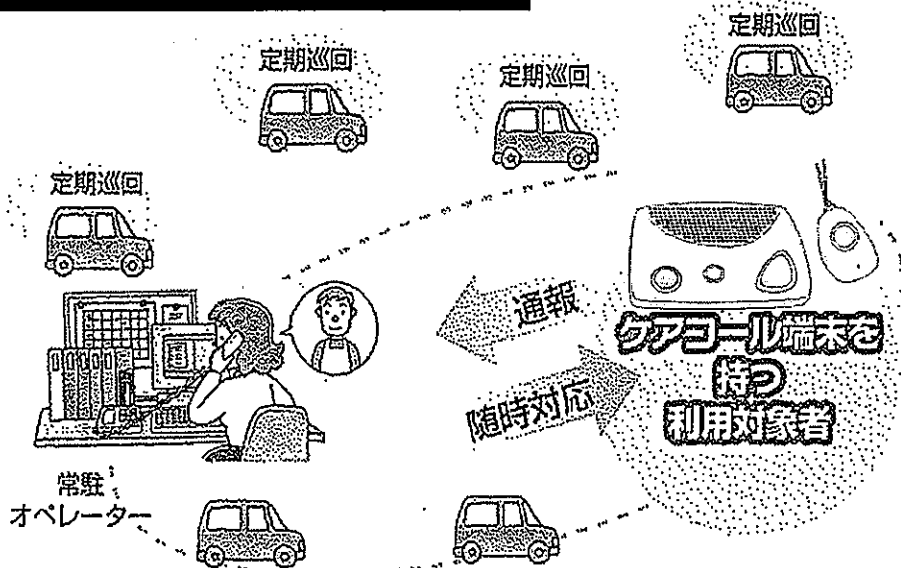
福岡安全センター(株) 711-7795

4 事業開始日 平成22年2月1日



平成22年2月サービス開始

### 夜間対応型訪問介護のイメージ (介護保険 地域密着型サービス)



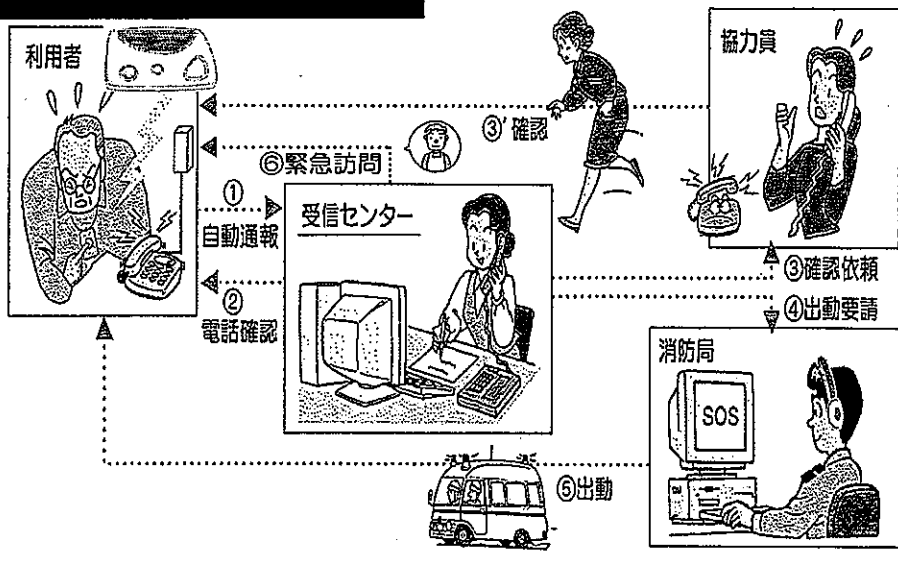
業務内容・費用 (自己負担)
・オペレーションサービス 基本料金……………1,042円/月
・訪問介護員等の定期巡回 契約に基づき訪問……………397円/回
・訪問介護員等の随時訪問 ・介護員1人訪問時……………604円/回 ・介護員2人訪問時……………812円/回
・24時間通報対応(オプション) 昼間のオペレーションサービス ……635円/月

**事業者**  
福岡安全センター (株)

**サービス提供区域**  
福岡市全域

昭和63年12月サービス開始

### 緊急通報システムのイメージ (福岡市独自事業)



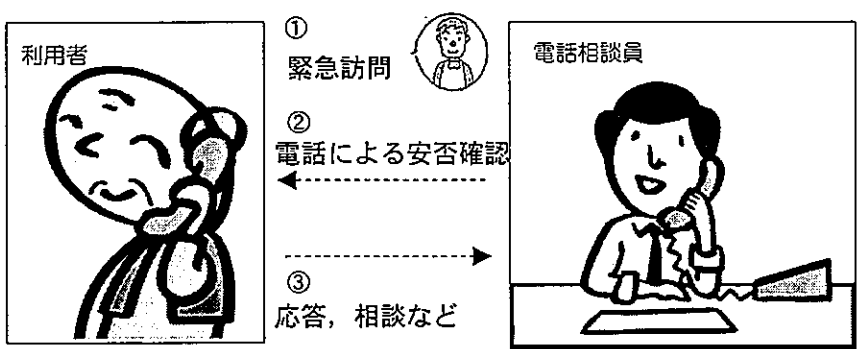
業務内容・費用 (自己負担)
・緊急時に消防等へ連絡
・月一回の電話連絡 ・各種の相談
・訪問介護員等の緊急訪問
* 通報用の機器設置費用について、利用世帯の所得に応じた自己負担がある。

**事業者**  
福岡安全センター (株)

**サービス提供区域**  
福岡市全域

昭和46年11月サービス開始

### 電話相談サービスのイメージ (福岡市独自事業)



業務内容・費用 (自己負担)
・ほぼ毎日の電話による安否確認
・各種の相談・助言
・訪問介護員等の緊急訪問 (中央区のみ追加)
* サービスにかかる自己負担なし

**事業者**  
・福岡安全センター (株)  
・(社福) 社会福祉事業団

**サービス提供区域**  
・福岡安全センター (株)  
中央区  
・(社福) 社会福祉事業団  
中央区以外の6区

※別に各サービスとも利用者からの通報などによる電話料金は、ご利用者の負担となります。

## ②介護基盤整備にかかる本市の取り組みについて

### (1) 概要

介護を要する高齢者に対し、身体・生活状況等に応じた適切な施設・居住系サービス等が提供されるよう高齢者保健福祉計画に基づく計画的な介護基盤整備を進めている。

今年度、国においては経済危機対策の一環として、将来必要となる介護施設、地域介護拠点の緊急整備を行う特別対策事業が実施されることになった（平成23年度まで）。

これを受け、本市においても緊急整備を行うため、国の制度を活用し施設整備費の補助単価を増額するとともに整備事業者の募集期間を2ヶ月間延長するなど、事業者の更なる参入意欲の喚起を図った。特に、特別養護老人ホームについては、利用申込者数の現状や国の緊急整備の趣旨を踏まえ、第5期以降のニーズを見通した前倒し整備を行うため、募集定員を増員するなど重点整備に努めた。

### (2) 主な実施内容

#### ア 施設整備費の補助単価の増額

##### ○小規模多機能型居宅介護事業所

15,000千円 → 26,250千円 (+11,250千円)

##### ○小規模多機能型居宅介護事業所+認知症高齢者グループホーム（併設）

30,000千円 → 52,500千円 (+22,500千円)

##### ○特別養護老人ホーム（地域密着型）

###### ■1ユニット（定員10名）

30,000千円 → 45,000千円 (+15,000千円)

###### ■2ユニット（定員20名）

60,000千円 → 90,000千円 (+30,000千円)

###### ■3ユニット（定員29名）

60,000千円 → 121,500千円 (+61,500千円)

#### イ 募集期間の延長

### (3) 事業採択状況（※平成22年度から23年度にかけて開設予定）

#### ○小規模多機能型居宅介護事業所

創設 9箇所 210人分（登録定員）

#### ○認知症高齢者グループホーム

創設 4箇所 72人分

#### ○特別養護老人ホーム（地域密着型特養を含む）

創設 5箇所，既存施設ユニット化改修+増床 1箇所 計252人分

### 【参考】施設・居住系サービス等整備状況及び今後の整備見込量

（竣工ベース）

種別	年度末整備(目標)量	単位	第4期(見込量)				第4期 目標量
			第3期 H20	H21	H22	H23	
特別養護老人ホーム		人	3,422	3,542	3,757	3,994	3,800
認知症高齢者グループホーム		人	1,296	1,312	1,384	未定	1,656
小規模多機能型居宅介護事業所		箇所	14	14	23	未定	39
夜間対応型訪問介護事業所		箇所	0	1	未定	未定	—

### ③福岡市介護人材養成・就労促進事業について (「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム)

#### 1 事業概要

介護事業者が、介護資格の取得を目指す離職失業者等を有期雇用契約労働者として雇い入れ、介護施設で介護(補助)労働等に従事させるとともに、介護資格取得のための養成講座を受講させることで、離職失業者等が働きながら介護資格を取得し、介護分野での雇用の創出と介護人材の育成・確保を図るもので、介護事業者に事業を委託して実施する。

#### 2 養成する資格

介護福祉士，ホームヘルパー2級

#### 3 事業実施時期

<介護福祉士>

平成22年3月～平成24年3月

<ホームヘルパー2級>

平成22年度～平成23年度

#### 4 対象となる事業所

- ・(介護予防)訪問介護
- ・(介護予防)訪問入浴介護
- ・(介護予防)通所介護
- ・(介護予防)通所リハビリテーション
- ・(介護予防)短期入所生活介護
- ・(介護予防)短期入所療養介護
- ・(介護予防)特定施設入居者生活介護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・(介護予防)認知症対応型居宅介護
- ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護
- ・(介護予防)認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

#### 5 離職失業者等

離職失業者等とは、労働の意思・能力を有し、求職活動を行っているにもかかわらず、就業できない者で、事業を廃業した自営業主又はその家族従業者であった者を含む離職者や高等学校等を卒業(卒業見込みを含む)した未就職者とする。

#### 6 事業者募集

<介護福祉士>

平成22年2月に事業者を募集，委託予定先として10事業所を選定。

(本市ホームページにて公開中)

<ホームヘルパー2級>

平成22年度及び平成23年度に事業者を募集する予定。

## ④福岡市認知症疾患医療センター事業について

### 1 内容

認知症高齢者等支援体制の中核的役割を果たす「福岡市認知症疾患医療センター」を開設し、認知症の早期発見・早期治療を行うなど適切な医療を提供するとともに医療・介護の連携強化を図ります。

今後、区保健福祉センターや「認知症相談医」が、認知症の相談に応じ、「認知症疾患医療センター」と連携しながら、適切な支援をしていく福岡型の認知症支援システムを構築していきます。本年度については、モデル的に一行政区において連携を図る取組みをします。

### 2 福岡市認知症疾患医療センター事業

#### (1) 概要

指 定： 平成21年11月1日

委託先： 国立大学法人 九州大学病院

組織等： センター長 神経内科教授 吉良 潤一

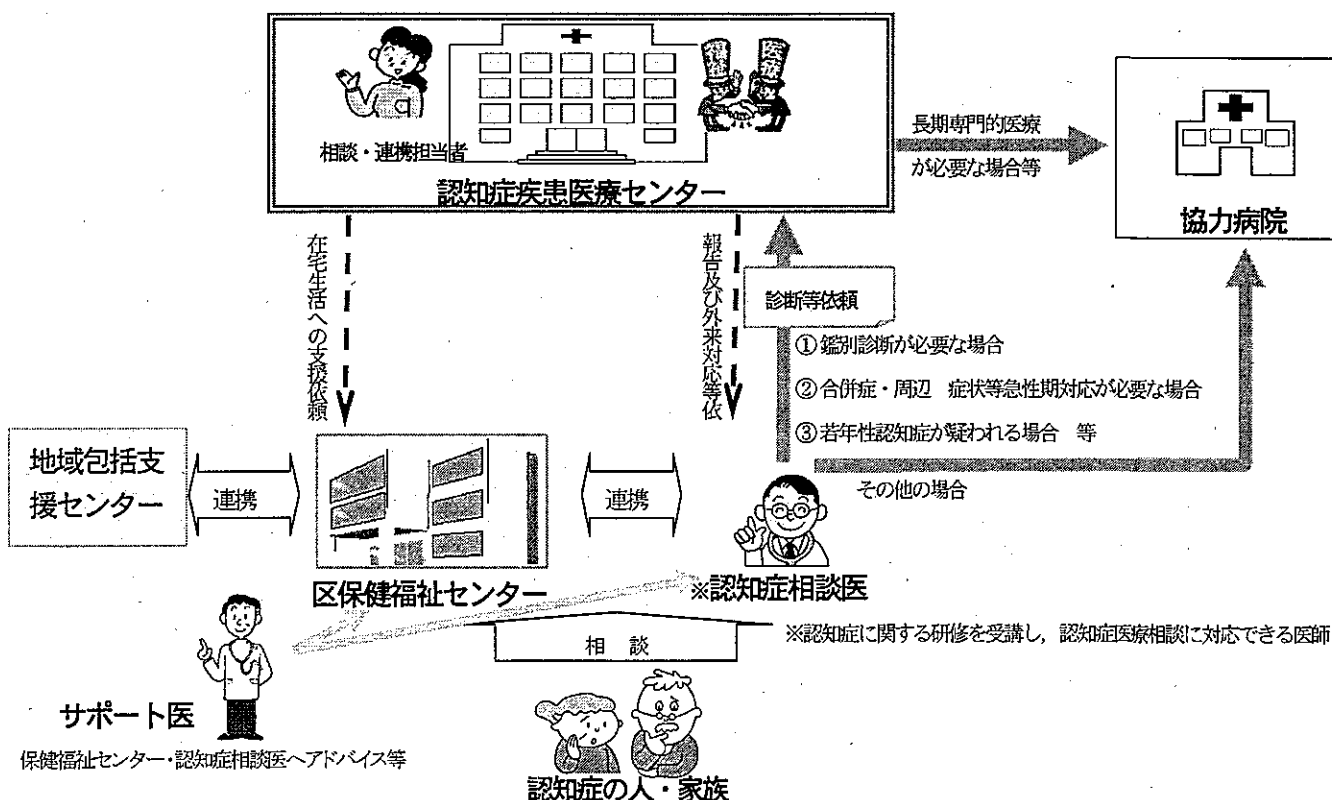
他 神経内科医師5人, 精神科医師6人, 臨床心理士1人, 看護師1人,  
精神保健福祉士1人 (相談・連携担当者)

#### (2) 事業内容

- ・ 認知症の専門医療相談・療養相談
- ・ 周辺状況と身体合併症に対する急性期治療
- ・ 区保健福祉センターとの連携
- ・ 認知症疾患に関する鑑別診断
- ・ 認知症相談医等との地域医療連携
- ・ 認知症相談医等への研修会開催

など

#### (3) 相談のながれ(連携イメージ)



## ⑤養護者による高齢者虐待の対応状況等について（平成20年度）

平成20年度の全国の市町村等における「高齢者虐待防止法」に基づく、高齢者虐待への対応状況等の国の調査では、法施行3年目に入り、高齢者虐待についての事業者、市民の理解が進んだことなどにより、平成19年度と比較して増加した。また、その概要は以下のとおりであった。

### 1 相談・通報対応件数

相談・通報件数	20年度	19年度	増減(人)
全国	21,692	19,971	1,721 (8.6%)
福岡市	190	147	43 (29.3%)

### 2 被虐待者の性別及び年齢

被虐待者の性別	男	女	不明	合計(人)
全国	3,382 22.1%	11,899 77.8%	12 0.1%	15,293 100.0%
福岡市	22 21.0%	83 79.0%	0 0.0%	105 100.0%

被虐待者の年齢	65～69	70～74	75～79	80～84	85～89	90～	不明	合計(人)
全国	1,552 10.1%	2,390 15.6%	3,273 21.4%	3,676 24.0%	2,704 17.7%	1,527 10.0%	171 1.2%	15,293 100.0%
福岡市	7 6.7%	14 13.3%	30 28.6%	18 17.1%	24 22.9%	12 11.4%	0 0.0%	105 100.0%

### 3 虐待の種別・類型（複数回答）

虐待の種別・類型	a 身体的虐待	b 介護放棄等	c 心理的虐待	d 性的虐待	e 経済的虐待	合計(件)
全国	9,467 41.0%	4,020 17.4%	5,651 24.5%	116 0.5%	3,828 16.6%	23,082 100.0%
福岡市	67 45.5%	26 17.7%	22 15.0%	1 0.7%	31 21.1%	147 100.0%

### 4 虐待者との関係（複数回答）

虐待者との関係	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計(人)
全国	2,833 17.3%	855 5.2%	6,589 40.2%	2,479 15.1%	1,397 8.6%	349 2.1%	348 2.1%	756 4.6%	729 4.5%	39 0.3%	16,374 100.0%
福岡市	16 14.0%	6 5.3%	59 51.8%	14 12.3%	7 6.1%	0 0.0%	3 2.6%	6 5.3%	3 2.6%	0 0.0%	114 100.0%

### 5 虐待への対応策

分離の有無	全国		福岡市	
	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)
a 被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例	5,260	33.3%	37	35.6%
b 被虐待者と虐待者を分離していない事例	9,357	59.2%	54	51.9%
c 被虐待者が複数で異なる対応（分離と非分離）を行った事例	65	0.4%	0	0.0%
d 現在対応について検討・調整中の事例	666	4.2%	5	4.8%
e その他	456	2.9%	8	7.7%
合計	15,804	100.0%	104	100.0%

### 6 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応	全国		福岡市	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
a 成年後見制度利用開始済	215	32.9%	1	25.0%
b 成年後見制度利用手続き中	212	32.5%	1	25.0%
c 上記 a・b のうち市区町村長申し立ての事例	173		1	
d 日常生活自立支援事業の利用	226	34.6%	2	50.0%
合計	653	100.0%	4	100.0%

## ⑥成年後見制度利用支援について

### 1 現況

#### ①相談体制

成年後見制度の相談等については、各区の保健福祉センターや、いきいきセンターふくおか（地域包括支援センター）で対応しており、制度の説明や専門相談窓口の紹介、親族の申立て支援を行っている。

#### ②市長申立・申立費用等助成

○成年後見制度の利用が必要な方で、申立てを行える親族がないと思われる場合など、市長が家庭裁判所に後見開始等の申立てを行っている。

市長申立実績

(単位:件)

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20
高齢者	1	0	1	1	2	2	1	5	8

○市長申立てで、費用の負担が困難な方については、申立費用及び後見人等報酬の助成を行っている。

#### ③普及啓発活動等

○市政だよりやイベントでのパネル展示のほか、家庭裁判所との連携による成年後見制度説明会の開催による広報・普及啓発活動を行っている。

○関係機関・団体の相談会等の各種取組の周知や紹介などの支援を行っている。

### 2 課題

#### ①普及啓発活動の充実

○全国的に成年後見制度の利用は増加傾向にあるが、今後の認知症高齢者等の増加等を考慮し、制度の利用促進のための効果的な普及啓発活動の検討が必要である。

○利用の促進に伴い、後見人の担い手の不足が予測され、ニーズに対応していくよう、一般市民を対象とした市民後見人の養成などについて検討する必要がある。

#### ②相談・支援の強化

○成年後見制度の相談で、専門的な相談については、弁護士会等へ対応を依頼する場面が多くなっている。また、今後の認知症高齢者等の増加等によるニーズに対応する必要がある。そのため、既存の相談機能も活かしながら、関係機関・団体が連携し、相談から申立支援までを行う一元的な相談窓口の設置など、必要な人が制度を利用できる相談・支援体制の強化が必要である。

○経済困窮者や虐待事例などの困難事例へ弁護士等の専門職が相談の初期の段階から関与し、成年後見制度等が効果的に活用できるシステムづくりが必要である。

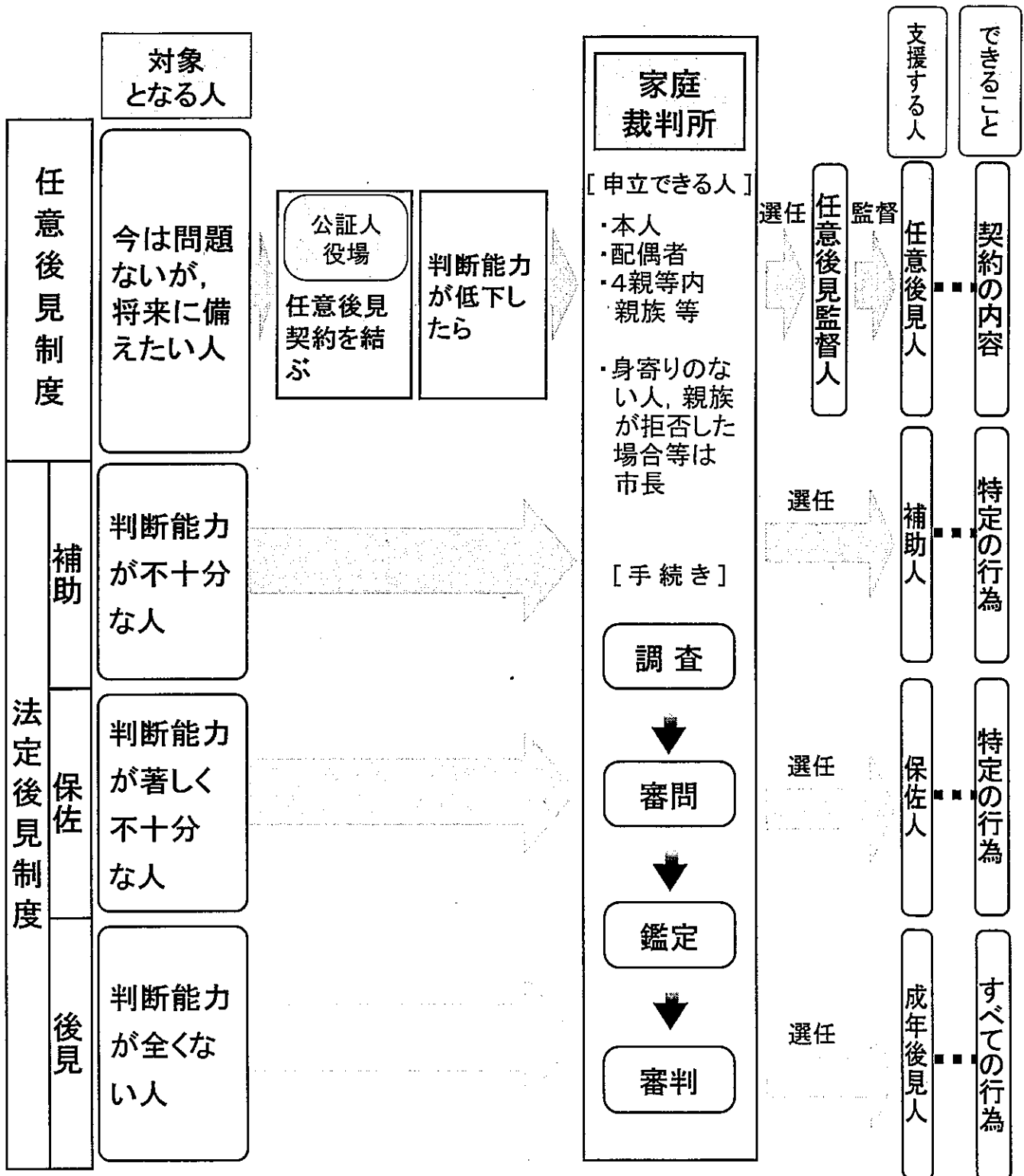
○経済困窮者等にかかる申立費用や後見人等報酬の助成について検討する。

### 3 今後の方向性

今後更に、関係機関・団体との連携を図り、成年後見制度の普及を図るとともに、成年後見制度の相談から利用にいたるまでの支援や手続きが円滑に行われるよう、成年後見センターの設置を含め、相談窓口の強化、市民後見人の育成など、相談・支援体制のあり方について検討を進めていく。

# 成年後見制度

認知症等によって判断能力が十分ではない方について、家庭裁判所が権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度である。



## ⑦福岡市介護サービス評価事業について

### 1 現況

本市では、平成 14 年度から他都市に先行して、独自の介護サービス評価システムを構築し、「介護サービスの質の向上」と「サービス利用者の事業所選択に資する」ことを目的として、第三者評価機関による介護サービス評価事業を実施している。

〔事業内容〕 ①評価を受ける事業所の評価料負担への支援

②第三者評価機関の運営への支援

〔事業実績〕 認証事業所数(累計)(H21.12.31現在) 275 事業所(再受審を除いた数)

認証期間中事業所 (H21.12.31現在) 92 事業所

年度	認証事業所
H14 年度	30 ( 30) 件
H15 年度	89 ( 86) 件
H16 年度	81 ( 67) 件
H17 年度	129 ( 60) 件
H18 年度	62 ( 16) 件
H19 年度	67 ( 9) 件
H20 年度	34 ( 5) 件
H21 年度	41 ( 2) 件
計	533 (275) 件

…認知症高齢者グループホームの外部評価開始

…介護サービス情報の公表、地域密着型サービスの外部評価開始

…福岡県福祉サービス第三者評価事業開始

※( )内は再受審を除いた数で内数。

### 2 課題

#### 類似制度の開始・拡充

#### ①地域密着型サービスの外部評価

平成 14 年度から認知症高齢者グループホームの外部評価が義務化され、地域密着型サービスが創設された平成 18 年度からは小規模多機能型居宅介護事業所も評価対象に加え、原則年 1 回の外部評価の受審が義務づけられている。

#### ②介護サービス情報の公表

平成 18 年 4 月 1 日の介護保険法改正により、「介護サービス情報の公表」が始まり、事業者年に 1 回の情報の公表が義務づけられた。対象サービスが順次拡大され、平成 21 年度からは介護予防事業を含めた全介護サービス事業を対象としている。

#### ③福岡県福祉サービス第三者評価事業

国の福祉サービスに対する第三者評価に関するガイドラインに基づき、平成 19 年 7 月、福岡県に「福岡県福祉サービス第三者評価推進機構」が設置され、平成 20 年 3 月から第三者評価事業の運用が開始されている。

### 3 今後の方向性

以上のように、「介護サービス情報の公表」や「地域密着型サービスの外部評価」が義務づけられ、また、福岡県福祉サービス第三者評価事業が開始するなど、サービスの質の評価や利用者への情報提供を目的とした制度の開始・拡充が図られている状況を踏まえ、本市介護サービス評価事業のあり方について検討していく。



### (3) 地域支援体制の充実

#### ①高齢者・ご近所見守りの輪モデル事業について

##### 1. 事業の目的

単身高齢者や高齢者夫婦のみの世帯などが増加している中で、単身高齢者などが、今後も、地域で安心して暮らせるように、校区全体で「ふれあいネットワーク」などの見守り活動の充実を図り、孤立した高齢者がいない地域とするための方策を検討する。

##### 2. 実施方法

- ①高齢化率、見守り活動の現状等を踏まえ、モデル校区を選定する。
- ②モデル校区の住民とともに、現状の把握、見守り活動の充実・強化策を協議し、その結果に基づき実践する。
- ③モデル校区での検討結果を、他の校区にも事例として紹介するなどして、福岡市全体での見守り活動の充実につなげていく。

##### 3. 平成 21 年度の実施状況

###### ①モデル校区

老司校区（南区）及び壱岐南校区（西区）の 2 校区

###### ②現時点での実施状況

《老司校区（南区）》

ア. 方法：ワークショップ（平成 22 年 1 月 18 日、2 月 8 日、3 月 8 日）

イ. 場所：老司公民館

ウ. 参加者：自治協議会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、ボランティアなど

エ. 内容：単身高齢者などが、今後も、地域で安心して暮らせるよう、校区全体で見守り活動の充実を図っていくための取り組みを協議

《壱岐南校区（西区）》

ア. 方法：ヒアリング調査（平成 21 年 12 月～平成 22 年 3 月）

イ. 場所：集会所等（11 自治会）

ウ. 参加者：自治協議会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、ボランティアなど

エ. 内容：見守り活動内容、工夫していること、今後の課題等を聞き取り

※上記いずれの校区においても、市・区社会福祉協議会、区地域支援課、区地域保健福祉課などの関係機関の協力を得て実施

###### ③今後の対応

ア. ワークショップやヒアリング調査の結果を踏まえ、関係機関と協議しながら、具体的な支援へとつなげていく。

イ. モデル校区での実践を踏まえ、検討結果をまとめ、他の校区にも事例として紹介するなどして、福岡市全体での見守り活動の充実につなげていく。

#### (4) その他

### ① 「福岡市高齢者実態調査」の実施について

#### 1 調査目的

平成 23 年度の高齢者保健福祉計画（第 5 期介護保険事業計画）策定に向けて、本市に居住する高齢者の生活実態，及び保健福祉に関するニーズや意識などを把握するための基礎資料とするもの。

#### 2 調査方法

種別	対象者	開始時期	対象者数	調査方法	スケジュール (予定)
高齢者一般調査	市内在住の 60 歳以上の者	S48	5,000 人	郵送配付 郵送回収	【調査票発送】 平成 22 年 10 月  【回収】 平成 22 年 11 月  【集計】 平成 23 年 2 月
在宅サービス利用者調査	在宅サービス利用者	H13	5,000 人		
在宅サービス未利用者調査	在宅の要介護認定者のうちサービス未利用者	H13	3,000 人		
施設サービス利用者調査	市内の介護保険施設，グループホーム入所者	H13	1,500 人		
介護支援専門員調査	市内の居宅介護支援事業所所属の介護支援専門員	H16	約 1,000 人		

#### 3 調査内容（新たな視点）

##### (1) 基本的な考え方

- 調査項目については，基本的に平成 19 年度の調査項目を継続する。
- 上記のほか，調査項目の追加や分析方法等の工夫により，昨今の課題を踏まえた高齢者の実態把握につなげる。

##### (2) 主な調査項目等

- 単身高齢者や老老介護の実態把握の充実
- 認知症高齢者や特別養護老人ホームへの入所に関する意識調査の充実
- 住まいに関する意識調査の充実

国・県の動向について

## 平成21年度介護従事者処遇状況等調査結果(概要)

注) 文中の表番号は調査結果の概況において該当する表番号。

# 1 介護従事者の給与等の引き上げ状況について

○ 4月から9月の間に何らかの引き上げを実施した施設・事業所は全体の68.9%であり、10月以降に実施する予定の施設・事業所を含めると81.6%となっている。(第1表)

(複数回答)

	① 平成21年度介護報酬改定を踏まえて給与等を引き上げた	② 介護報酬改定に関わらず給与等を引き上げた	③ 定期昇給を実施した	④ 給与等の引き上げを行わなかったが、1年以内に引き上げる予定	⑤ 給与等の引き上げを行って、おらず、今後も引き上げる予定なし	⑥ その他
施設 事業所数	91,057					
総数	23.8%	20.5%	42.7%	15.3%	13.3%	7.4%
各項目の単独回答割合	13.4%	10.8%	23.9%	12.1%	12.4%	5.0%

(参考)

給与等の引き上げを行う事業所の割合 (①・②・③、いずれかを含む回答)	68.9%
給与等の引き上げを行う(予定を含む)事業所の割合 (①・②・③・④、いずれかを含む回答)	81.6%

#### 4 施設・事業所別にみた介護従事者の平均給与額について

○ 調査時点で調査対象施設・事業所に平成20年及び平成21年とも在籍していた介護従事者の平成21年の1ヶ月あたりの平均給与額は、前年同月と比較して平均で約8,900円の増加、月給の者では約9,500円、時給の者では約1,600円の増加となっている。

また、施設・事業所別にみると訪問介護事業所で約5,600円から介護老人福祉施設で約12,200円の増加となっている。(第5～7表)

施設・事業所	120				121				差
	介護従事者数 (集計対象数)	平均 年齢 (単位:歳)	平均勤続年数 (単位:年)	乳労働 時間 (単位:時間)	介護従事者数 (集計対象数)	平均 年齢 (単位:歳)	平均勤続年数 (単位:年)	乳労働 時間 (単位:時間)	
月給・日給・時給の者	48,926	44.5	5.9	229,930	48,926	44.5	5.9	229,930	221,000
介護老人福祉施設	16,760	39.2	6.3	281,880	16,760	39.2	6.3	281,880	269,720
介護老人保健施設	9,808	38.8	6.4	295,230	9,808	38.8	6.4	295,230	283,680
介護療養型医療施設	6,406	44.1	8.5	304,090	6,406	44.1	8.5	304,090	297,780
訪問介護事業所	4,188	51.5	5.3	134,910	4,188	51.5	5.3	134,910	129,350
通所介護事業所	4,797	44.6	4.9	197,540	4,797	44.6	4.9	197,540	189,070
認知症対応型共同生活介護事業所	5,120	45.4	4.1	205,830	5,120	45.4	4.1	205,830	196,980
居宅介護支援事業所	1,847	47.6	7.3	307,550	1,847	47.6	7.3	307,550	298,210
月給の者	38,022	41.6	6.5	287,300	38,022	41.6	6.5	287,300	277,840
介護老人福祉施設	14,212	37.8	6.7	308,450	14,212	37.8	6.7	308,450	297,350
介護老人保健施設	8,969	38.3	6.6	310,240	8,969	38.3	6.6	310,240	299,590
介護療養型医療施設	5,711	43.8	8.9	318,780	5,711	43.8	8.9	318,780	312,220
訪問介護事業所	1,769	48.2	5.8	219,510	1,769	48.2	5.8	219,510	209,830
通所介護事業所	2,579	41.6	5.7	262,040	2,579	41.6	5.7	262,040	252,530
認知症対応型共同生活介護事業所	3,104	42.6	4.6	244,230	3,104	42.6	4.6	244,230	235,300
居宅介護支援事業所	1,678	47.3	7.6	320,050	1,678	47.3	7.6	320,050	311,580
時給の者	9,741	50.9	4.5	105,120	9,741	50.9	4.5	105,120	103,530
介護老人福祉施設	2,157	46.9	4.3	129,990	2,157	46.9	4.3	129,990	126,310
介護老人保健施設	704	44.8	4.0	133,630	704	44.8	4.0	133,630	132,290
介護療養型医療施設	524	46.8	5.1	146,370	524	46.8	5.1	146,370	145,640
訪問介護事業所	2,385	53.4	5.0	86,940	2,385	53.4	5.0	86,940	85,540
通所介護事業所	2,047	48.7	3.8	110,430	2,047	48.7	3.8	110,430	108,440
認知症対応型共同生活介護事業所	1,767	50.2	3.2	133,510	1,767	50.2	3.2	133,510	131,170
居宅介護支援事業所	157	49.5	5.2	184,340	157	49.5	5.2	184,340	173,480

(注)介護従事者の平均給与額は、以下により算出  
 月給の者:基本給+手当+一時金(4～9月支給金額の1/6)  
 日給の者:基本給×実労働日数+手当+一時金(4～9月支給金額の1/6)  
 時給の者:基本給×実労働時間+手当+一時金(4～9月支給金額の1/6)

## 5 職種別にみた介護従事者の平均給与額について

○職種別の平均給与額は、平均で看護職員では約8,500円の増加、介護職員では約8,800円の増加、生活相談員等では約12,100円の増加、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士または機能訓練指導員では約8,100円の増加、介護支援専門員では約9,300円の増加となっている。(第8～10表)

月給・日給・時給の者	平成21年					平成20年					差
	介護従事者数 (集計対象数)	平均年齢 (単位：歳)	平均勤続年数 (単位：年)	実労働時間 (単位：時間)	平均給与額 (単位：円)	介護従事者数 (集計対象数)	実労働時間 (単位：時間)	平均給与額 (単位：円)	実労働時間 (単位：時間)	平均給与額 (単位：円)	
看護職員	48,926	44.5	5.9	229,930	221,000	48,926	221,000	221,000	8,930	8,930	
介護職員(訪問介護員を含む)	7,859	47.6	7.6	306,730	298,200	7,859	298,200	298,200	8,530	8,530	
生活相談員・支援相談員	29,504	44.1	5.3	197,960	189,170	29,504	189,170	189,170	8,790	8,790	
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 又は機能訓練指導員	3,624	39.6	6.8	296,700	284,630	3,624	284,630	284,630	12,070	12,070	
介護支援専門員	2,859	41.6	5.2	274,940	266,810	2,859	266,810	266,810	8,130	8,130	
	4,429	47.1	7.7	314,650	305,310	4,429	305,310	305,310	9,340	9,340	
月給の者	38,022	41.6	6.5	287,300	277,840	37,488	277,840	277,840	9,460	9,460	
看護職員	6,419	46.8	8.6	356,680	348,220	6,377	348,220	348,220	8,460	8,460	
介護職員(訪問介護員を含む)	21,055	39.9	5.8	257,880	247,670	20,616	247,670	247,670	10,210	10,210	
生活相談員・支援相談員	3,512	38.7	7.1	312,310	301,180	3,494	301,180	301,180	11,130	11,130	
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 又は機能訓練指導員	2,433	38.8	5.5	335,670	326,250	2,419	326,250	326,250	9,420	9,420	
介護支援専門員	4,138	46.8	7.9	326,470	317,920	4,118	317,920	317,920	8,550	8,550	
時給の者	9,741	50.9	4.5	105,120	103,530	10,190	103,530	103,530	1,690	1,690	
看護職員	1,307	50.6	4.3	131,970	128,650	1,349	128,650	128,650	3,320	3,320	
介護職員(訪問介護員を含む)	7,603	51.1	4.5	99,750	98,480	7,969	98,480	98,480	1,270	1,270	
生活相談員・支援相談員	95	50.0	3.3	112,910	115,790	112	115,790	115,790	△2,820	△2,820	
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 又は機能訓練指導員	307	49.5	4.2	120,290	116,950	314	116,950	116,950	3,340	3,340	
介護支援専門員	265	50.3	5.1	179,180	170,860	280	170,860	170,860	8,320	8,320	

(注)介護従事者の平均給与額は、以下により算出  
 月給の者：基本給＋手当十一時金(4～9月支給金額の1/6)  
 日給の者：基本給×実労働日数＋手当十一時金(4～9月支給金額の1/6)  
 時給の者：基本給×実労働時間＋手当十一時金(4～9月支給金額の1/6)

## 介護職員処遇改善交付金のキャリアパス要件・定量的要件について

- 長期的に介護職員の確保・定着の推進を図るためには、能力、資格、経験等に応じた処遇がなされることが重要との指摘を受けているところであり、既にご案内のとおり、平成22年度の交付金の助成に当たっては現行の要件に加えてキャリアパスに関する要件等を追加し、本要件を満たさない場合は助成額を減額することとしていたところ。
- 今般、これらの要件の内容及び取扱いについて、下記のとおり定めたところであるので、ご了解願いたい。
- 今月中に、これらの要件設定に伴う運営要領等の改正を行い、併せてこれらの要件の取扱いに関するQ & A等を各都道府県あて発出することとしているので、管内の介護サービス事業者に対する積極的な周知を行っていただくようお願いする。

### 1. キャリアパスに関する要件

① 次の1から3までに掲げる要件に該当していること。

- 1 介護職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。
- 2 1に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めている。
- 3 1及び2の内容について、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、すべての介護職員に周知している。

（注） 就業規則「等」については、法人全体の取扱要領的なものや、労働基準法上の作成義務がない小規模事業所（場）における内規等を想定。

② ①によりがたい場合は、その旨をすべての介護職員に周知した上で、次に掲げる要件に該当していること。

介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上のための目標及びその具体的な取り組みを定めている。

1 「資質向上のための目標」の例は次のとおり。

- (1) 利用者のニーズに応じた良質なサービスを提供するために、介護職員が技術・能力（例：介護技術・コミュニケーション能力・協調性・問題解決能力・マネジメント能力等）の向上に努めること。
- (2) 事業所全体での資格等（例：介護福祉士、介護職員基礎研修、訪問介護員研修等）の取得率向上。

2 「具体的な取り組み」については次の(1)又は(2)に掲げる事項を必須とする。

- (1) 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。



- (2) 資格取得のための支援（例：研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費・受講料等）の援助等）

## 2. 平成21年介護報酬改定を踏まえた処遇改善に関する定量的要件

これまでは、平成21年4月以降に実施した（又は実施予定の）事項について1件以上の記載を求めていたところであるが、平成22年度以降は実際に実施した内容及びそれに要した概算額の記載を求めることとする。具体的な要件の内容は次のとおり。

すべての介護職員に対して、届出日（平成23年度以降の承認申請に当たっては申請日）の属する月の前月（以下「基準月」という。）までに実施した平成21年4月の介護報酬改定を踏まえた処遇改善（賃金改善を除く）について、その実施した内容について一つ以上を明示するとともに、当該改善のため平成20年10月から基準月までに要した費用について、その概算額を記載し周知を行っていること。

（注1） 自治体の統一的運用を図る観点から、概算の方法についてはQ&Aで補足することを予定している。

（注2） 既に実施した事項の総額を記載することを要件としており、実績報告時の確認対象とはしない。

## 3. 適用時期

- ① 届出期限 平成22年 9月末日  
② 減算の適用時期 平成22年10月サービス分～

（注）届出様式については運営要領改正の際に定める予定である。なお、仮に要件を満たさない場合、9月以前に遡及して減算することはしない。

## 4. 減算率

- ① キャリアパス要件 サービスごとの交付率×10%を減算  
② 定量的要件 サービスごとの交付率×10%を減算  
③ 両方を満たさない場合 サービスごとの交付率×20%を減算

○ 今後、多くの事業者がこうした要件を満たすことにより、介護職員の確保・定着の促進が図られることが重要であると考えており、各都道府県におかれては、今後も引き続き交付金の活用による介護職員の処遇改善の推進を図られたい。

○ なお、厚生労働省においても、関係団体作成のキャリアパスモデルや好事例等を取りまとめたものを随時公表し、事業者のキャリアパスに関する取り組みの支援を図ることとしている。

